

資源ごみ再利用化推進奨励金交付に関する注意事項等

1. 資源ごみ再利用化推進団体届について（新規・変更）

- ①奨励金の交付を受けようとする推進団体は、あらかじめ「資源ごみ再利用化推進団体届（様式1号）」を提出してください。
- ②登録内容（代表者等）に変更があったときは、改めて団体届を提出してください。

2. 登録辞退届について

団体の解散や廃止等の理由で活動を行わなくなったときは、「登録辞退届（様式第1号の2）」を提出してください。

3. 資源ごみ再利用化推進奨励金交付申請書について

- ①奨励金の対象物…1kg又は1ℓ（端数切捨て）につき3円の奨励金を交付します。

- ◆古紙類 新聞紙・雑誌・ダンボール等
- ◆古繊維類 古衣・布くず等（天然繊維に限る）
- ◆金属類 空缶・金属くず等
- ◆空ビン類 酒ビン・ビールビン・ジュースビン等（繰り返し利用されるガラスビン）
- ◆廃食用油 廃天ぷら油等

- ②申請書に使用する印判について

申請書には、代表者の私印若しくは団体代表者印を押印してください。

※団体名のみ刻印された印は不可

例)「〇〇自治会 会長 山陽 太郎」の場合

「山陽」の印 ← 可

「〇〇自治会長之印」の印 ← 可

「〇〇自治会」の印 ← 不可

- ③添付書類：回収業者発行の明細書（計算書、引取伝票）について

- ◆明細書は、回収業者発行の原本を提出してください。（会計の都合等で明細書原本の返還が必要な場合は、審査後にお返しします。）
- ◆明細書に、業者の記名及び印判、引取日の記載があることを確認してください。
- ◆明細書の宛名に推進団体名の記載があることを確認してください。
- ◆一升瓶やビールビン等の繰り返し利用されるガラスビンについて、明細書に一升瓶、ビールビン（特大）・（大）・（中）・（小）、ケース等、ビン等の種類及び本数（個数）の記載が必要です。

※奨励金の交付申請は、可能な限り活動を実施した年度内に行ってください。

4. 資源ごみ再利用化推進奨励金交付請求書について

①請求書に使用する印判について

請求書には、申請書に押印したものと同一印判を押印してください。

②奨励金の交付について

【口座振込】※振込予定日は、交付決定通知書でお知らせします。

◆口座名義は、通帳に記載のあるとおり省略せずに記入し、必ずフリガナを付けてください。

◆団体代表者と口座名義が違う場合は、委任状が必要です。

例) 団体代表者が「山陽 太郎」、会計担当者が「小野田 花子」の場合

「山陽 太郎」名義の口座 ← 不要

「〇〇自治会」名義の口座 ← 不要

「〇〇自治会 山陽 太郎」名義の口座 ← 不要

「〇〇自治会 代表 山陽 太郎」名義の口座 ← 不要

「〇〇自治会 会計 小野田 花子」名義の口座 ← 必要

【窓口受取】※受取期間は、交付決定通知書にてお知らせします。受取の際は、

交付決定通知書及び申請書に押印した印判を持って、期間内に受取場所までお越しください。

◎申請書の各種様式は、山陽小野田市役所環境課、山陽総合事務所地域活性化室に備え付けています。また、申請書類の提出も両窓口で受け付けています。